

新型コロナウイルス感染症に伴う雇用保険求職者給付の特例のお知らせ

新型コロナウイルスの影響により自己都合離職された方は、正当な理由のある自己都合離職として給付制限を適用しないこととしました。

令和2年2月25日以降に、以下のいずれかの理由により離職した方は「特定理由離職者」として、雇用保険求職者給付の給付制限を受けません。既に給付制限期間中の方も、給付制限期間が適用されない特例措置があります。また、離職以前1年間に6か月以上被保険者期間があれば、受給資格決定ができる可能性があります。

<「特定理由離職者」となる場合>

- ①同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより看護または介護が必要となったことから自己都合離職した場合
- ②本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子（小学校、義務教育学校*1、特別支援学校*2、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る）の養育が必要となったことから自己都合離職した場合
*1 小学校課程のみ *2 高校まで

<雇用保険求職者給付の手続がお済みの方へ>

- 給付制限期間に入っている方（待期満了後の方）は、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日（「雇用保険受給資格者証」に記載があります）にかかわらず、早い時期から給付が受けられる可能性があります。

【確認書類について】

離職理由に係る申立書とそれに伴う確認書類の提出が必要となります。

(確認資料)

感染・基礎疾患等の分かるもの（医師の診断書、診療明細書など）
家族状況の分かるもの（世帯の住民票、母子手帳の写しなど）
職場の感染者発生が分かるもの（事業主の証明など）
子の通学、通園が分かるもの（学生証など）

- 受給資格決定の手続きがお済みの方は、受給資格者証に申立書とそれに伴う確認資料を添付して、ハローワークにご提出ください。郵送で提出する場合は、手続き後受給資格者証等をお返しするため、返信用の封筒（切手不要）を同封して下さい。
- これから雇用保険の受給手続きをされる方は、受給資格決定に必要な離職票等（写真・本人確認・住所確認書類など）、離職理由に係る申立書、それに伴う確認書類をハローワークにご提出ください。受給資格決定の手続きは、ハローワークへの来所が必要になります。

ご不明な点は、住居所を管轄するハローワークへお問い合わせください。

※なお、例年4月、5月は問い合わせが多いことや、今回の事態を受けての問い合わせ等でお電話が繋がりにくいことが想定されますので、ご了承願います。

以上